

2 食品に関する正確な情報の提供

(1) 適正な食品表示の確保

① 関係法令に基づく食品表示の監視指導

現状と課題

- 平成 27 年 4 月 1 日から、JAS 法、食品衛生法、健康増進法の 3 法から食品の表示に関する部分を一本に統合した「食品表示法」が施行されました。そのため、食品関連事業者に対し、従来の表示から食品表示法に基づく表示に替えるよう、啓発、指導を行っています。
- 食品の表示は、消費者が安心して食品を選択するために必要な情報源となっています。そのため、食品表示法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、健康増進法、計量法、米トレーサビリティ法、医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）などの関係法令に基づき、適切な表示が行われるよう食品関連事業者に対して指導を行っています。
- 表示関係法令の所管は複数の担当課にわたっていますが、日頃から連携を強め、合同で調査・監視することにより、製造・販売事業者などに対する効果的な点検や指導を行っています。これからも、食品表示の適正化を推進し、消費者の食品に対する安心・信頼を高めていく必要があります。

取組の方向

- ① 食品表示に関する関係部局や関係機関と連携し、製造・販売事業者等に対する食品表示の点検や監視指導を実施します。
- ② 監視指導の結果、不適切な表示があった場合には、各法令に基づき情報回付や立入調査等を行います。
- ③ 消費者グループ等からの推薦や一般公募を通じて「食品表示ウォッチャー」を委嘱し、消費者の日常の購買行動を活用したモニタリングと、不適正な食品表示に関する情報収集を通じて、食品表示適正化を推進します。

数値目標

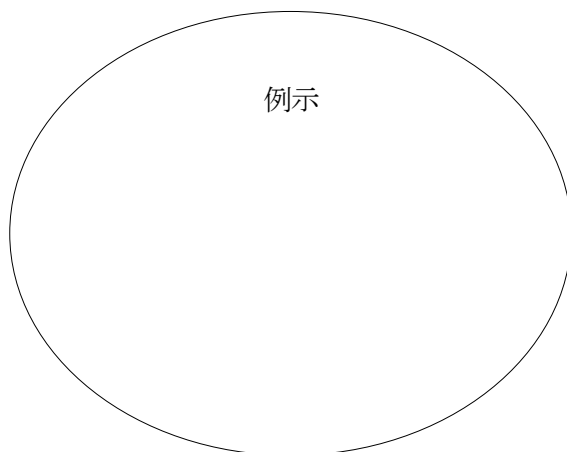
項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
関係機関による合同の食品表示監視指導回数	13 回	10 回
食品表示ウォッチャーの数	20 名	20 名

【担当課】食品・衛生課、高知市保健所、地域農業推進課、畜産振興課、合併・流通支援課、
県民生活・男女共同参画課、医事業務課

【食品表示に関する主な法律】

法律名	表示の目的	表示の対象	主な表示事項
食品表示法	食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に関し重要な役割を果たす食品表示について、適正な表示を行わせることによって一般消費者の利益の増進を図る。	食品関連事業者等が販売する全ての飲食物	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、原材料名、添加物、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、食品関連事業者名及び住所、製造者名及び製造所所在地、栄養成分の量及び熱量 ・アレルギー、特定保健用食品、機能性表示食品、遺伝子組換え食品、原料原産地名 等
健康増進法	健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告等を禁止する。	食品の広告にあたるものすべて	——
	栄養の改善や健康の増進を図り、保健の向上を図る。	病者用食品、妊産婦、授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳、えん下困難者用食品など、特別の用途に適する旨の表示をするもの	許可された内容に対して定められた事項を表示する。
景品表示法	一般消費者を不当に誘引し一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する不当表示を規制する。	商品、容器の包装、チラシ、パンフレットなど商品の情報を表示しているもの	——
計量法	計量の基準を定めて正確な計量の実施を確保する。	内容量の表示が必要な容器包装食品	・内容量、詰め込み者（販売者）の氏名又は名称及び住所
米トレーサビリティ法	米穀等の適正流通の確保及び一般消費者への産地情報の伝達	一般消費者向けに販売・提供される米及び米加工品	・産地（米加工品は原材料である米の産地）

例示



② 食品表示に関する普及啓発

現状と課題

- 食品は、消費者の健康と生命に関わる商品であり、その表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源となります。そのため、適正な食品表示を推進することは、消費者の食に対する信頼を高めるうえでも、重要な課題となっています。
- 食品関連事業者は、表示に関する全ての法令を正しく理解し、法令を遵守した適正な表示をすることが求められますが、関係法令が多岐にわたっていることや、頻繁に制度が改正されることから、必ずしも適正表示が出来ていないケースが見受けられます。
- 全国的に見ると、食品の自主回収の原因として食品表示の誤表記によるものが最も多く、表示ミスが食品関連事業者に与える社会的、経済的影響は大きいものとなっています。
- 食品関連事業者に対する普及啓発は、継続して行う必要があります。
- 表示を利活用するため、消費者に対する普及啓発も必要です。

取組の方向

- ① 消費者が安心して食品を購入できるように、食品表示関係部局及び関係機関、関連事業者、消費者団体と連携しながら適正な食品表示を推進します。
- ② 食品表示に対する正しい理解を深め、適正な食品表示を普及啓発するため、直販所等も含めた食品販売事業者を対象とする説明会・セミナー等を実施し、適正な表示に関する普及啓発を図ります。
- ③ 「食品表示ウォッチャー」に対する研修会を実施し、食品表示制度の理解促進と、表示の適正化について県民と協働して取り組みます。
- ④ 県民が健康づくりに役立てるために、栄養成分表示の活用方法や、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品の正しい利用方法等について、啓発を行います。
- ⑤ 健康の保持増進効果等を標榜する食品について、消費者が適切に判断できるように情報提供を行います。

数値目標

項目	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
関係機関による合同の食品表示研修会回数	5 回	5 回以上を目標に 継続実施
食品関連事業者を対象とした食品表示に関する講習回数	387 回	330 回以上を目標に 継続実施
⑧ 消費者を対象とした食品表示に関する講習回数	16 回	15 回以上を目標に 継続実施

【担当課】 食品・衛生課、高知市保健所、地域農業推進課、畜産振興課、合併・流通支援課、
県民生活・男女共同参画課、医事業務課

(2) トレーサビリティシステムの推進

現状と課題

- トレーサビリティとは、生産段階から販売・消費段階、又は廃棄段階まで履歴等により追跡が可能な状態をいいます。
各事業者が食品を取扱った際の記録を作成、保存しておくことで、食中毒や不良食品など健康に影響を与えるような事案が発生した際に、問題のある食品がどこに行ったかを調べたり、どこから来たのかを遡ることができるため、被害の拡大防止や再発防止に役立てることができます。
- 生産者や食品等事業者による GAP（農業生産工程管理）や HACCP（危害分析・重要管理点方式）の取組をすすめ、トレーサビリティを推進することが食の安全・安心の確保のために重要です。
- 食品では、米と牛のトレーサビリティに関して法律が定められており、正確な情報伝達が求められています。

取組の方向

- ① 生産者や食品等事業者による GAP や HACCP の取組を推進します。
- ② トレーサビリティに関する各法令に基づき、消費者等に正しく情報伝達が行われているか、各事業者への調査等を行います。

【担当課】食品・衛生課、環境農業推進課、地域農業推進課、畜産振興課、高知市保健所

(3) 食品の安全性に関する情報の収集及び提供

現状と課題

- 毎日のように、インターネットやマスメディア等多方面から食情報が提供されていますが、中には特定の成分やリスクに偏ったもの、正確でないもの等があり、食に対する不安が解消されない消費者も少なくありません。
- 消費者の食の安心につなげるためには、科学的根拠に基づく情報を収集し、分かりやすく提供することが求められます。

取組の方向

- ① 食品の安全性に関する情報（食品安全委員会が行う食品のリスク評価や、厚生労働省及び農林水産省によるリスク管理等）について、積極的に収集を行います。
- ② 収集した科学的根拠に基づく情報について、県民に分かりやすく提供していきます。

【担当課】全ての関係課

3 食の安全・安心を確保するための相互理解と信頼関係の確立

(1) 危機管理体制の強化

現状と課題

- 食品流通の広域化や輸入食品の増加に伴い、食品に関連する問題・事件もより大規模化、複雑化する傾向があります。危機管理に関する各マニュアルの充実を図り、不測の事態に対応できるように備えておくとともに、危機事案発生時には関係機関と連携し、適切に対応できるような体制を整備しておく必要があります。
- 福島第一原子力発電所事故による食品の放射性物質汚染に対し、県民の食に対する不安を解消するため、継続して県内流通食品の放射性物質検査と結果の公表を行っています。
- 平成25年12月に発生した冷凍食品工場における農薬混入事案に対しては、県民から提供された冷凍食品の検査を実施し、結果を公表するとともに、当該商品の自主回収が円滑にすすむよう情報提供を行いました。
- 高病原性鳥インフルエンザが県内養鶏場で発生した場合に備え、毎年度、全庁的な人員配置体制を確立し、初動対応演習を実施しています。
- 自然災害発生時の避難所等における食の安全・安心への備えも重要です。

取組の方向

- ① 重大な危機事案の発生時には、高知県・高知市健康危機管理連携会議を設置し、県民・市民の健康危機に対応する高知県・高知市行動指針に基づいた対応を推進します。
- ② 健康被害の発生時に迅速かつ的確な対応をするために、健康危機管理体制を常に確認し、平常時から情報収集や関係機関との情報交換・共有を行います。
- ③ 危機事案が発生した時は、関係部局による緊急会議等により実務的な対応について検討するとともに、必要に応じて緊急食品検査を実施します。
- ④ 原子力発電所事故の発生に備え、平成28年8月に「高知県原子力災害避難等実施計画（ver.1）」が策定されました。県内における放射性物質汚染などの重大事故には、全庁的な対応を行います。
また、南海トラフ地震発生に備え、避難所等における食中毒予防の啓発を行うとともに、地震発生時には、第3期南海トラフ地震対策行動計画（平成28～30年度）及び各関連計画・マニュアル等に基づき、食の安全・安心の確保のために行動します。

【担当課】 全ての関係課

(2) 食育の推進

現状と課題

- 県では、子どもの頃からの健全な食生活を確立すると共に、学校、保育所・幼稚園等、職場、地域ごとに連携してあらゆるライフステージで食育の取組を総合かつ計画的に推進するため、「高知県食育推進計画」(第1期：平成19年度～平成24年度、第2期：平成25年度～平成29年度)を策定し、食育推進に取り組んでいます。
- 高知県教育委員会事務局スポーツ健康教育課が実施した「平成27年度高知県体力・運動能力、生活実態調査」では、朝食摂取率は、小学5年生男子87%、女子88%、中学2年生男子82%、女子81%、高校2年生78%、女子79%となっています。将来の健康づくりのために食品を自ら選択して食卓を整えられる児童生徒の育成や、より良い生活習慣の定着に向けた指導を継続して行う必要があります。
- 地産地消の取組は、県民の農林水産業や食品に対する理解と関心を深めるとともに、地域食材の活用や食文化の伝承など食生活の質の向上や地域の活性化にもつながる有効な手段の一つとなっています。引き続き、地産地消の促進に向けて、市町村や関係団体とも連携しつつ、取り組みを進めていくことが必要です。
- エネルギーや食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られます。これらに起因する肥満や生活習慣病は引き続き課題である一方で、若い女性のやせの問題も指摘されています。
このため、県民一人ひとりが元気なからだをつくるために必要な知識や実践力を身につけ、健全な食生活の実現を目指す必要があります。
- 情報が社会に氾濫する中で、食に関する正しい情報を適切に選別し、活用する能力が必要となっています。



伝承講座



伝承料理(皿鉢)

取組の方法

「高知県食育推進計画」に基づき、高知県の食育を計画的かつ総合的に推進するとともに、「食生活指針」の普及啓発に努めます。

- ① 健康長寿の実現や未来を担う子どもの食育を推進するため、子どもを中心に、市町村、家庭、学校、地域などが連携した食育を推進します。
- ② 食を育む環境づくりのため、食生活改善推進協議会をはじめ、市町村、食育関係団体、食品事業者等と連携し、ライフステージに応じた食育活動を展開するとともに、健康的な食生活の普及啓発に努めます。(健康長寿政策課)
- ③ 関係団体と連携し、地産地消の推進と郷土食の伝承に取り組みます。(地域農業推進課)
- ④ 保育所・幼稚園等においては、日々の保育・教育活動や家庭支援を通じて、乳幼児期からの適切な食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の育成に努めます。
(幼保支援課)
- ⑤ 学校においては、栄養教諭などを中心にして学校給食を「生きた教材」として活用し、教科等学習の時間に行う食に関する指導を通して、子どもたちに生きる力や感謝の気持ちなどを育み、望ましい食習慣を身に付けることができるように、学校教育活動全体で食育を推進します。
また、学校給食において地元の食材が安定的に使用できる体制作りを推進します。
(スポーツ健康教育課)

数値目標

項目	現状値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
朝食を必ず食べる児童生徒の割合	(男子)(女子) 小学生 87%、88% 中学生 82%、81% 高校生 78%、79%	小学生 95%以上 中学生 90%以上 高校生 85%以上
学校給食における地場産物の活用(食品ベース)	32.6%	50%以上を目標に 継続実施
⑧土佐の料理伝承人(組織及び個人)による郷土料理伝承講座	2回/年	3回/年
食育に関心を持っている県民の割合	(3月末確定)*1	(未設定)*2

*1 平成28年度高知県県民健康・栄養調査及び国調査により算出予定

*2 第3期高知県食育推進計画(平成30年度から)において設定予定
なお、第2期計画(平成25~29年度)の目標値は95%

【担当課】健康長寿政策課、地域農業推進課、幼保支援課、スポーツ健康教育課

(3) 食の安全・安心に取り組む農林水産物のPR及び支援

【農産物】

現状と課題

- 安全・安心な農産物生産のために、天敵、湿度制御装置、さらに抵抗性誘導剤などの利用を通じて、化学合成農薬の使用量の低減など環境に配慮した農業技術の普及・定着に取り組んでいます。
- こだわりを持って生産された青果物を農業団体などが認証し、他の農産物と区分しての販売がなされています。また、農業団体が独自に自主的な残留農薬分析を行うなど、安心な青果物の供給確保を図っています。
- 農林水産物直販所（以下「直販所」という）は、安全・安心・新鮮な地域食材を入手できる場として消費者から支持されています。近年の食の安全・安心に対する関心の高まりなどをうけ、より消費者ニーズを反映した店舗運営が求められています。
- 直販所に出荷する農産物については、天候などに左右されるため、消費者ニーズに対応した計画的な生産が難しい状況にあります。

取組の方法

- ① 安全な農産物の生産を通じて、消費者の安心感をより高めるために、環境に配慮した農業技術の開発、普及、定着への取組をさらに進めるとともに、農業団体による栽培履歴システムの円滑な運用に向けた支援を行います。（環境農業推進課）
- ② メディアを活用したPRや販促活動、消費地との交流等を継続し、環境保全型農業に取り組む園芸高知を広く消費者にアピールし、県産品のイメージアップと販売拡大につなげます。（産地・流通支援課）
- ③ 消費者が安全・安心・新鮮な地域食材を身近に入手できる場である直販所の活動を支援します。（地域農業推進課）
- ④ 直販所に供給する農産物の少量多品目生産などへの支援を行います。（環境農業推進課）
- ⑤ 安全・安心な地域食材を利用した商品に対する技術的な側面からのサポートを通じて、農林水産物の需要拡大と販路拡大に向けた取組の支援を行います。（新産業推進課）

数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
県内における農林水産物直販所への「安心係」配置割合	89%	100%

【担当課】 地域農業推進課、環境農業推進課、産地・流通支援課、新産業推進課

【水産物】

現状と課題

- 水産物の鮮度保持は、すなわち、品質・安全性の向上であることから、製氷・海水冷却装置の導入の支援や鮮度保持技術の普及を実施しています。

取組の方法

- ① 安全・安心で高鮮度な水産物を提供できるよう鮮度保持及び衛生管理技術の普及や施設等の整備の支援を進めていきます。(合併・流通支援課、漁業振興課)
- ② 安全・安心な地域食材を利用した商品に対する技術的な側面からのサポートを通じて、農林水産物の需要拡大と販路拡大に向けた取組の支援を行います。(新産業推進課)

【担当課】 合併・流通支援課、漁業振興課、新産業推進課



安心係養成講習会

写真

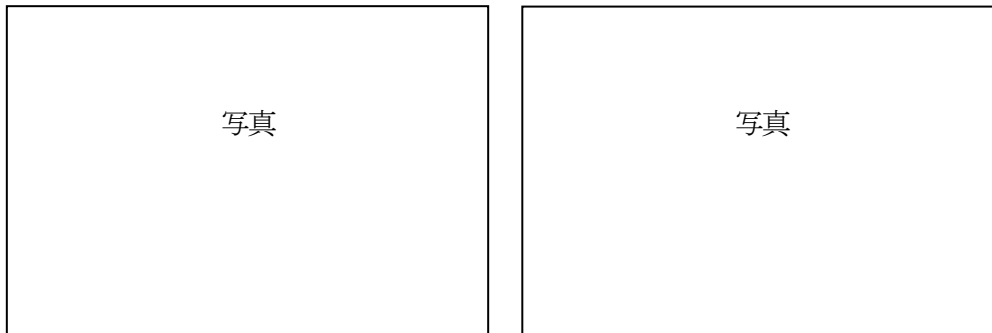
(4) 行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解

現状と課題

- 食の安全・安心については、消費者、食品関連事業者、行政等それぞれの立場はもとより、生活環境、知識、経験などにより認識が異なるため、情報を共有し、共通の理解を得るよう努めることが重要です。
- 県及び高知市は、食に関わる関係者間の相互理解を図るため、食の安全・安心推進審議会や意見交換会など様々なリスクコミュニケーションを実施しています。
- 食に関する正しい知識の習得や相互理解への取組をすすめ、信頼関係の確立を目指すことが必要です。
- 県民からの意見を、今後の取組に反映させていくことが重要です。

取組の方法

- ① 消費者・生産者・事業者・行政の相互理解を促進するため、意見交換会等によるリスクコミュニケーションを推進します。
- ② 生産・製造・加工・流通における取組紹介や現場見学、生産者・事業者との意見交換等を通して、食の安全に関する理解促進を図ります。
- ③ 食の安全に関する情報や取組を積極的に広報し、また、食に関する相談窓口で広く意見・質問を聴くことにより、食の安心につなげる取組をすすめます。



数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
意見交換会 (リスクコミュニケーション) の開催	6 回	6 回

【担当課】 全ての関係課

(5) 関係機関や関係団体等との連携及び協働

現状と課題

- 食品流通の広域化に伴い、食品の事件・事故発生時には被害の拡大化・広域化につながりやすく、国及び関係自治体との連携した対応が一層必要となっています。
- 全国的に、広域流通食品による腸管出血性大腸菌を原因とする健康被害が発生しています。被害拡大の防止と同様事件の再発防止のため、国や関係自治体との連携による情報共有が求められます。
- 食の安全・安心を確保するために、消費者や食品関連事業者で構成される各種団体との連携を図っていますが、より一層の協働した取組が必要です。

取組の方法

- ① 食品安全に関する全国会議やブロック会議等により、他の自治体との連携強化を図ります。
- ② 食の安全・安心の確保に関する施策を充実させるために、国との連携を図るとともに、必要に応じて国への提案要求を行います。
- ③ 食の安全・安心に係る各種団体との連携を強化し、協働して取組を推進していきます。

【担当課】 全ての関係課